

革新的技術開発・緊急展開事業への普及組織の参画について（案）

今般、平成 28 年度補正予算において、「革新的技術開発・緊急展開事業」が概算決定されました。本事業は、「総合的な TPP 関連政策大綱」に即し、農林水産業の競争力強化に向けて、生産現場における先進技術を組み合わせた革新的技術体系の実証研究や、次世代の技術体系を生み出す研究開発を支援するものとして、平成 27 年度から実施しているものです。

平成 28 年度補正予算では、新たに、テーマ毎に農林漁業者、企業（ベンチャー企業等）、大学、研究機関等がチーム（研究コンソーシアム）を組んで、所得の向上効果や機械の価格など、国が定める明確な開発目標の下で、現場への実装までを視野に入れた技術開発支援（経営体強化プロジェクト）を開始します。

プロジェクトの実施を通じて革新的技術の社会実装の加速化を図る上で、都道府県農業普及指導センター等の普及組織には、「地域戦略・研究計画」の策定や実証技術の速やかな地域への展開が期待されているところ、本事業の所期の目的が達成されるように、下記の点に十分配慮の程お願いします。

記

- 1 本事業の実施にあたり、都道府県におかれては、農業革新支援専門員をはじめとする普及組織と、公設試、行政部局が十分に連携いただきたい。

特に、普及組織は、公設試、行政部局と連携の上、「地域戦略・研究計画」の検討段階から積極的に関与して、実証する技術体系の普及可能性等について地域の農業者の意向を十分踏まえつつ評価いただきたい。

普及組織として研究コンソーシアムに参画する場合には、地域戦略・研究計画を策定する際に、国が策定する「今後の競争力強化に向けた技術戦略」を踏まえつつ、実証する技術体系が現場実態に適合し、農業者から具体的な関心が示されるなど、地域への普及可能性があると思込まれる技術について、研究期間終了後の速やかな生産現場への技術普及の具体的な計画が明記された地域戦略・研究計画となるように調整いただきたい。

- 2 都道府県内における本事業の実施にあたっては、研究期間終了後に速やかに生産現場への技術普及を図る観点から、当該技術の実証^(注)のみならず、その後の普及に向けた準備についても本事業の中で取り組まれたい。例えば、農家を対象とした現地検討会、研修会、成果発表会等の開催、普及啓発資料の作成、ホームページによる研究成果の情報発信等について、本事業の一部として、研究機関等と連携の上、普及組織の積極的な関与をお願いしたい。

3 研究機関等（国の研究開発法人、民間企業、大学等）におかれては、「地域戦略・研究計画」の策定段階から、普及組織が普及活動を通じて吸い上げた現場の意見が十分に反映されるように配慮いただきたい。

また、研究の実施、研究結果の取りまとめにあたっては、当該技術の普及可能性や普及方法等について、普及組織と連携して十分検討を行っていただきたい。

注）経営体強化プロジェクトでは、農林漁業者の研究コンソーシアムへの参画及び実際の農林水産業の現場等で実証研究を行うことが要件。そのため、農業生産に関する技術開発を行う場合は、農家（農業法人等）が自身のほ場で実証を行い新技術の評価・改善を実施。